

(目的)

第1条 本規則は、学会会則13条に基づき、学会理事を選出する手続きを定める。

(選挙権および被選挙権)

第2条 会員は、選挙のある年度の前年度までに入会を認められ、前年度までの会費を前年度中に納入済みである場合に、選挙権および被選挙権を有する。

(選挙管理委員会)

第3条 理事選出のために選挙管理委員会(以下、委員会という)を設置する。

- 2 委員会は、3名の会員によって構成し、互選によって1名を委員長とする。
- 3 委員会の委員は、有権者の中から理事会が決定し、委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱された日から翌年3月31日までとする。
- 5 学会事務局は、選挙管理委員会事務を補佐する。
- 6 選挙管理委員会は、理事会の承認を得て、必要に応じ運営内規を定めることができる。

(委員会の事業)

第4条 委員会は次の事業を行う。

- 1) 選挙の公示
- 2) 立候補者名簿の作成および公表
- 3) 投票用紙の作成・配布・回収(電磁的方法による)
- 4) 開票および有効・無効票の判定
- 5) 選挙結果の理事会への報告
- 6) その他、役員選出が公正に行われるために必要な事項

(理事選挙の期日)

第5条 任期満了による選挙は、任期終了2ヵ月前までに行う。

- 2 候補者の公示は、選挙の1ヶ月前までに行う。
- 3 任期満了前に欠員が出た場合は、欠員が出てから半年以内に補欠選挙を行う。
- 4 任期満了までの半年以内に欠員が出た場合は、補欠選挙を実施しない。

(理事の選出)

第6条 理事は、選挙による者(理事総数の約4分の3)と、選挙により選出された理事の推薦による者(理事総数の約4分の1)からなる。選挙により選出される理事数(以下、「定数」という)は、理事会が決定する。ただし補欠選挙はこれによらない。

- 2 選挙管理委員会は有権者から立候補を募る。
- 3 理事に立候補した者が定数と同数またはこれに満たない場合は、投票を行わず、当該立候補者を当選人と定める。定数に満たない場合は、理事会が本人の同意を得て指名した者を当選人と定める。

- 4 投票は無記名で行い、連記数は定数以内とする。連記数に満たない連記は有効とし、連記数を超えた連記に関しては無効とする。
- 5 選挙委員会は、当選者を明記した選挙結果を理事会に報告し、総会は選挙で選出された理事を選任する。
- 6 選挙により選出された理事は、理事総数の約4分の1となる理事を推薦し、総会において承認を得る。
- 7 改選前の理事長は、改選の年の総会后に新理事会を招集しなければならない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関して疑義が生じた場合は、委員会は理事会へその旨を通知しなければならない。

(規程の改正)

第8条 本規則に関する改正は、理事会の発議により総会で承認を得る。

付則

本規程は、2019年6月23日から発効する。